

# 規制影響分析書

平成20年10月

規制の名称	派遣先の事業場に対する立入検査等		
主管部局・課室	労働基準局労働災害補償部労働管理課		
関係部局・課室			
関連する政策体系			
基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること	
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	
施策目標	3-1	労災保険の安定的かつ適正な運営を行うことにより、被災労働者等の保護を図ること	
個別目標	2	労災保険給付の適正な給付を図ること	

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(規制の新設・改廃の必要性)

派遣労働者数の増加等に伴い、派遣先における業務災害も増加していることから、派遣労働者について危害防止のための措置義務を負っている派遣先の事業場等についても適切な立入検査等を行うことにより、より適正な保険給付を行う必要がある。

現状・問題分析に関連する指標：労働災害による休業4日以上の死傷者数

	H14	H15	H16	H17	H18
1 派遣労働者			667	3,686	5,885
2 全労働者			132,248	134,298	131,478

(調査名・資料出所、備考)

- ・労働者死傷病報告をもとに厚生労働省労働基準局労働安全衛生部において集計。
- ・派遣労働者については、派遣元事業主から提出された労働者死傷病報告を集計。
- ・派遣労働者に係る平成16年の死傷者数は、同年3月1日以降に新様式の労働者死傷病報告により提出されたものを集計。

## 2. 規制の新設・改廃の内容・目的

内容・目的

行政庁は、派遣先又は船員派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先等」という。）に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場（以下「派遣先の事業場等」という。）に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等を行わない場合又は立入検査に応じない場合は、罰則を課すこととする。

根拠条文

労働者災害補償保険法第46条、第48条、第51条

## 3. 便益及び費用の分析

### (1) 期待される便益

【被災労働者への便益】（便益分類：A）

労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査等を実施することにより、より適正な保険給付の実施につながる。

【事業主への便益】（便益分類：A）

派遣先の事業場への立入検査等により、適切な保険給付が行われることを通じて、労災保険財政が適切に運用される。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

#### (2) 想定される費用

<b>遵守費用</b> (費用分類：C)
派遣労働者について労働災害が発生した場合、派遣先において報告等を命じられたり、立入検査が行われるため、費用としては増加する。また、これらに応じない場合、罰則が課せられることとなる。ただし、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。
<b>行政費用</b> (費用分類：C)
労働基準監督署において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するが、若干の費用負担の増加にとどまると考えられる。
<b>その他の社会的費用</b> (費用分類：B)
その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

#### (3) 便益と費用の関係の分析結果(規制の新設・改廃の総合的な評価)

本規制により、遵守費用等は一部増加するものの、派遣労働者の労働災害が増加する中、労災保険給付を適正に実施することは必要不可欠であり、また、派遣先は派遣労働者を指揮命令する立場にあり、危害防止のための措置義務を負っているものであって、派遣労働者の労働災害の多くが派遣先の事業場において生じていることを考慮すると、本規制は、被災した派遣労働者に対する適正な保険給付を行うという政策目的を達成するための適切な手段であると考えられる。

### 4. 代替案との比較考量

#### (1) 想定される代替案

行政庁は、派遣先等に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場等に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等命令や立入検査に応じない場合について罰則を課さないこととする。

#### (2) 代替案の便益及び費用の分析

##### ①期待される便益

**【被災労働者への便益】**(便益分類：A)  
労災保険法の施行のために必要な限度において、行政庁が派遣先の事業場に立入検査等を実施することにより、より適正な保険給付の実施につながる事が期待されるが、当該立入検査等について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。

**【事業主への便益】**(便益分類：A)  
派遣先の事業場への立入検査等により、労災保険事業の健全な運営が図られるが、報告等命令・立入検査について罰則による担保が無いことから、実効性が低下するおそれがある。

※ 便益分類については、「A：現状維持より望ましい効果が増加」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より望ましい効果が減少」のいずれか該当する記号を記入。

##### ②想定される費用

**遵守費用** (費用分類：C)  
派遣労働者について労働災害が発生した場合、派遣先において報告等を命じられたり、立入検査が行われることとなるため、費用としては増加するものの、罰則が課せられることはない。また、労働災害が発生しない限り、特に負担増とはならない。

行政費用	(費用分類：C)
労働基準監督署において、報告徴収・立入検査等の業務が増加するとともに、派遣先の事業場がこれに応じない場合は、応じるよう説得する等の業務負担が想定されるため、費用負担は増加する。	
その他の社会的費用	(費用分類：B)
その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	

※ 費用分類については、「A：現状維持より負担が軽減」、「B：現状維持と同等」、「C：現状維持より負担が増加」のいずれか該当する記号を記入。

### ③便益と費用の関係の分析結果(新設・改廃する規制との比較)

派遣労働者の労働災害の多くが派遣先の事業場において生じていることを考えると、立入検査等について罰則がない代替案では、被災した派遣労働者に対する保険給付の適正化が十分に図られないおそれがあり、不十分であると考えられる。

また、代替案は、報告等に応じない場合でも罰則が課されないため、新設する本規制と比較して、派遣先の費用負担は減少するものの、労働基準監督署において報告等に応じるよう説得する等の業務が増加するため、行政費用は増加すると考えられる。

このため、より適正な保険給付を行うという政策目的を達成する手段として、代替案ではなく、新設する本規制の採用が適切であるとの結論に達した。

## 5. 有識者の見解その他関連事項

与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム「労働者派遣制度の見直しに関する提言」(平成20年7月8日)(抄)

「労働者派遣法改正の基本的考え方について」(抄)

1 派遣労働者の雇用の安定、待遇の確保について

(4) 労災保険について

派遣先の法律上の災害防止責任が反映されるよう必要な措置をとること。

## 6. 一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件

改正法の附則において、この法律の施行後5年を目途として、当該改正法の施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。